

令和3年度 介護保険料の減免申請・ 介護保険制度改正のお知らせ

■問合せ 健康福祉課介護保険グループ (☎ 74-3001)

町では、65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の減免を次の基準で実施しています。
該当すると思われる人は、健康福祉課介護保険グループ、洞爺総合支所または洞爺湖温泉支所で申請してください。
申請は随時受付していますが申請する月によっては減免金額が減少する場合がありますので、注意してください。

減免該当者（65歳以上の人）

次の①～③の全てに該当する人

- ①所得段階別保険料が、
第1段階年額 21,600円と決定した人
第2段階年額 36,000円と決定した人
第3段階年額 50,400円と決定した人
※生活保護を受給している人は減免の対象外となります。
②世帯の収入（年金、仕送りなど）が、生活保護の基準以下の人

生活保護基準（例）

年 齢	単身世帯 （年額）	2人世帯 （年額）
65～69歳	871,860円	1,384,460円
70～74歳	871,860円	1,384,460円
75歳以上	828,180円	1,309,820円

※世帯の人数や年齢の構成により、基準は若干増減しますので目安として考えてください。

- ③本人や世帯構成員が土地および家屋などの固定資産を保有していない人

減免内容

減免金額や減免後の保険料は次の金額になります。

段 階	減免前の 保険料	減免金額	減免後の 保険料
第1段階	21,600円	18,000円	3,600円
第2段階	36,000円	18,000円	18,000円
第3段階	50,400円	18,000円	32,400円

減免申請に必要なもの

- ①印鑑
②世帯全員の収入が証明できるもの（令和2年中の年金支払通知など）
※遺族年金、障害年金、労災年金などを受給の人は必ず添付が必要です。
③口座振込用口座番号の確認できるもの（預金通帳またはキャッシュカード）
※代理人が申請する場合は写しでも可。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少した65歳以上の人（第1号被保険者）は、介護保険料の減免を受けられる制度があります。減免を受けるためには、申請が必要となります。

減免制度

保険料の納付が困難な65歳以上の人（第1号被保険者）で、次の①②に該当する場合は、申請により介護保険料を減免する制度があります。

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った場合
②主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または、給与収入の減少が見込まれる場合

●減免対象保険料

- ①令和3年度の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）に設定されているもの
②令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月以降の期間に普通徴収の納期限が設定されている場合に限る
※対象となる人や減免額などの詳細については、健康福祉課介護保険グループに問い合わせてください。



介護保険制度改正のお知らせ

介護保険制度が改正されたことに伴い、介護保険サービスを利用したときの費用などが次のとおり変更となります。

1. 介護保険施設における負担限度額が変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する人の食費・居住費について、低所得者の人への助成（補足給付）を行っています。

令和3年8月から、在宅で暮らす人との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金などをお持ちの人には、食費の負担額の見直しを行います。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。

①認定要件の預貯金額が次のとおり変更になります。

区 分	令和3年7月まで	令和3年8月から（見直し後）
年金収入など※ 80 万円以下（第2段階）	単身 1, 000 万円 夫婦 2, 000 万円	単身 650 万円、夫婦 1, 650 万円
年金収入など 80 万円超 120 万円以下（第3段階①）		単身 550 万円、夫婦 1, 550 万円
年金収入など 120 万円超（第3段階②）		単身 500 万円、夫婦 1, 500 万円

※公的年金など収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額。

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は 1, 392 円⇒1, 445 円（日額）に変わります。なお、居住費の負担限度額に変更ありません。

区 分	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年7月まで	令和3年8月から（見直し後）	令和3年7月まで	令和3年8月から（見直し後）
年金収入など※ 80 万円以下（第2段階）	390 円	390 円	390 円	600 円
年金収入など 80 万円超 120 万円以下（第3段階①）	650 円	650 円	650 円	1, 000 円
年金収入など 120 万円超（第3段階②）	650 円	1, 360 円	650 円	1, 300 円

（注）生活保護受給者や老齢福祉年金受給者など（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

2. 高額介護サービス費の負担限度額が見直されます

高額介護サービス費とは、1 か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度で、一般的な所得の人の負担限度額は月額 44,400 円です。令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯については、負担限度額の見直しを行います。

区 分		負担上限額（月額）
新設	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収 1,160 万円）未満	93,000 円（世帯）
	市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円（世帯）
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円（世帯）
	前年の公的年金などの収入金額＋その他の合計所得金額が 80 万円以下の人など	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
	生活保護を受給している人など	15,000 円（世帯）